

備 考

I 宅 地

1 「基準地番号」欄において、一連番号の前に見出し数字を付していないものは住宅地、見出し数字を付しているものは、それぞれ3が宅地見込地、5が商業地及び9が工業地の基準地であることを示す。

2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、所在及び地番は土地登記簿に記載されている所在及び地番を表示した。住居表示がある場合には、住居表示欄に「 」で表示した。

また、基準地が土地区画整理事業等による仮換地となっている場合には、原則として、従前の土地の所在及び地番を表示し、()内に現在の土地の当該事業による工区名、街区番号及び符号(仮換地番号)等を表示した。なお、仮換地番号と住居表示の両方のある場合は仮換地番号の表示を省略した。

また、基準地が数筆にわたる場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示し、同一の市町村にある基準地については、それぞれ最初の基準地についてのみ当該市町村名を表示し、他は省略した。

3 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に記載されている地積(借地権の付着している基準地にあつては当該借地面積、土地区画整理事業の仮換地である基準地については、当該仮換地の指定地積)を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てである。また、基準地の一部が私道となっている場合には、その「地積」欄には、私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

4 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率(宅地見込地にあつては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さの比率)を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。

5 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層(地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付している。)を表示してある。ただし、価格判定の基準日に新しい建物が建築中の場合は「建築中」、建物が解体中の場合は「取壊中」とし、また、建物が撤去されている場合(仮設建物が存している場合等を含む。)には、「空地」と表示した。

鉄骨鉄筋コンクリート造……………SRC	軽量鉄骨造……………LS
鉄筋コンクリート造……………RC	ブロック造……………B
鉄骨造……………S	木造……………W

6 「基準地の前面道路の状況」欄には、当該基準地から見た前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示した。なお、道路の種別は次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と表示しない限り、舗装済みである。

(1) 道路法の道路は国道、県道、市町村道等

(2) 土地区画整理事業施行地区内の道路（(1)、(3)を除く。）は、区画街路

(3) 私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているものは、私道

(4) その他の道は、道路

7 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄においては、次により表示した。

(1) 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示した。

(2) ガス事業法により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。

(3) 基準地が下水道法の処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

8 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50m未満の場合は「近接」又は「接面」と表示した。

9 「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄には、次により表示した。

(1) 用途地域等は、次の略号で表示した。

第一種低層住居専用地域……………1 低専	準工業地域……………準 工
第二種低層住居専用地域……………2 低専	工業地域……………工 業
第一種中高層住居専用地域……………1 中専	工業専用地域……………工 専
第二種中高層住居専用地域……………2 中専	防火地域……………防 火
第一種住居地域……………1 住居	準防火地域……………準 防
第二種住居地域……………2 住居	市街化調整区域……………「調区」
準住居地域……………準住居	線引対象外の都市計画区域……………（都）
近隣商業地域……………近 商	都市計画の定めのない地域……………「都計外」
商業地域……………商 業	国定公園第三種特別地域……………国定公・3種

(2) 用途地域及び都市計画区域内で用途地域の指定のない区域については、（ ） 内の左側に指定建ぺい率を、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。

10 表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（令和5年7月1日）における状況により行った。

11 ※印は、地価公示の標準地（価格判定の基準日 令和5年1月1日）と同一地点である基準地である。

II 林 地

- 1 「基準地番号」欄には、一連番号により表示した。
- 2 「基準地の所在及び地番」欄には、土地登記簿に記載されている所在及び地番を表示した。
- 3 「基準地の地積」欄には、土地登記簿に記載されている地積を表示した。
- 4 「基準地の利用の現況」欄には、基準地が現に利用されている状況を、林地の種類及び樹種により表示した。
- 5 「交通接近条件」欄においては、次により表示した。
 - (1) 「基準地から搬出地点までの搬出方法、距離」欄において、搬出方法は通常考えられる方法を記載し、距離は、当該基準地の中心部からの距離を表示した。なお、林(公)道隣接の場合は、0mと表示した。
 - (2) 「搬出地点の道路の状況」欄には、道路の種類及び幅員を表示した。なお、基準地が道路に接している場合には、その隣接道路の種類及び幅員を表示した。
 - (3) 「最寄駅及び距離」欄には、鉄道駅名及び基準地から当該駅までのおおよその道路距離を表示した。
 - (4) 「最寄集落及び距離」欄には、集落名及び基準地から当該集落までのおおよその道路距離を表示した。
- 6 「公法上の規制」欄においては、次により表示した。

市街化調整区域……………「調 区」	保安林……………○●保安林
線引対象外の都市計画区域…………… (都)	地域森林計画対象民有林……………地 森 計
都市計画の定めのない地域……………「都計外」	国定公園特別地域……………国定公・特別
	県立公園普通地域……………県立公・普通
- 7 「地域の特性」欄においては、次により表示した。

都市近郊林地：市街地的形態をしている地域の近郊にある地域内の林地をいい、市街地の宅地化の影響を受けている林地

農 村 林 地：農村集落の周辺に位置する里林地に属する林地で、一般に農業を主に、林業を兼ねている地域内の林地

林業本場林地：林業の中心にある地域又は地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄又はこれに準ずる用材を生産している地域内の林地

山村奥地林地：交通機関から判断して最も不便な山村奥地に属する地域内の林地
- 8 表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（令和5年7月1日）における状況により行った。